. 各分野における規制改革事項・対処方針

1.グリーンイノベーション分野

| | , |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化) |
| 対処方針 | ・一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。〈平成22年度中措置〉・慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、個行水利権はそのままで、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。〈平成22年度中措置〉・水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあっては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあっては5ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。〈平成22年度中措置〉 |

| 規制改革事項 | 土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。 < 平成22 年度中措置 > |

| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風 力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。 〈 平成 22 年度中検討 〉 ・ 大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。 〈 平成 22 年度中措置 〉 |

| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大 |
|--------|--------------------------------|
| 祝削以半事以 | 円土り能エイルイーの導入促進に向けた規制の兄直し(人 |
| | 規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化) |
| 対処方針 | ・ 建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の |
| | 取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していな |
| | いものにあっては、建築確認を不要としているところで |
| | あるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果 |
| | を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹 |
| | 底する。 < 平成 22 年度中措置 > |
| | ・ 4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いにつ |
| | いては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられてい |
| | ることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とするこ |
| | とを検討する。 < 平成 22 年度中検討、結論を得次第措置 |
| | > |

| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自 |
|--------|-----------------------------------|
| | 然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の |
| | 早期化・柔軟化等) |
| | |
| 対処方針 | 地熱発電 |
| | ・ 温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、 |
| | ガイドラインとして運用するよう通知する。< 平成 22 年 |
| | 度中検討開始、結論を得次第措置 > |
| | ・ 掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件と |
| | なっていないこと及び、同意書を求める場合には、あく |
| | まで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保 |
| | 護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証 |
| | するとともに、都道府県における行政手続に関する条例 |
| | 等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知す |
| | る。 < 平成 22 年度中措置 > |
| | ・ 地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、 |
| | 個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立 |
| | 公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれ |
| | ば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手 |
| | する。 < 平成 23 年度検討・結論、結論を得次第措置 > |
| | 風力発電 |
| | ・ 自然公園法施行規則第 11 条第 11 項について、「展望する |
| | 場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技 |
| | 術的なガイドラインを定める。 < 平成 22 年度中措置 > |
| | 共通 |
| | ・ 再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地 |
| | 熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行 |
| | い、結論を得る。 < 平成 22 年度中検討開始、結論を得次 |
| | 第措置> |
| | ・ 国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及 |
| | び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示している |
| | が、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申 |
| | 請者の求めに応じてその理由を開示する。< 平成 22 年度 |
| | 中措置 > |

| 規制改革事項 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(COo2排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般 用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池 発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検 討を速やかに開始し、結論を得る。 < 平成 22 年度中に検 討・結論 > |

| 規制改革事項 | 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点 検 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 平成 17 年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。 < 平成 22 年度中措置 > ・ 例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。 < 例示基準策定後、速やかに措置 > ・ 平成 27 年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。 < 平成22 年中措置 > |

| 規制改革事項 | スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 高速通信が可能となる 2 MHz ~ 30MHz の周波数帯での P L C の屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。 < 平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論 > |

| 規制改革事項 | スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る。 < 平成 22 年度中に検討・結論 > |

| 規制改革事項 | コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善(熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第62号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。<平成22年度中措置> |

| 規制改革事項 | 国産木材の利用促進 (「集成材の日本農林規格」に係る性 能規定の併用導入) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望 については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保 等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討 の結論が得られるよう速やかに検討を開始する。<平成 22年度以降検討、平成23年度中に学識経験者等による 検討の結論> |

| 規制改革事項 | 国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制 の見直し) |
|--------|---|
| 対処方針 | 耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。<平成22年度中検討開始、結論を得次第措置> 現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。<新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論> |

| 規制改革事項 | 鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の 構造計算に関する規定の見直し |
|--------|---|
| 対処方針 | ・「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、結論を得る。 〈平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置〉 |

| 規制改革事項 | 木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の 試験方法の一部見直し |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。 < 平成 22 年度中措置 > |

| 規制改革事項 | 住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。 < 平成 23 年度中措置 > |

| 規制改革事項 | レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討する。 < 平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置 > ・ 使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、検討を行う。 < 平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置 > |

(住宅・土地)

| 規制改革事項 | 容積率の緩和 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、 防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外 の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率 の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係 る具体的施策について検討し、結論を得る。 < 平成 22 年度検討・結論 > |

| 規制改革事項 | 既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。 < 平成 22 年度検討・結論 > |

| 規制改革事項 | 建築確認・審査手続きの簡素化 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 建築確認・審査手続きの簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。 < 平成 22 年度検討・結論 > ・ また、本年3月に公布された建築確認手続き等の運用改善を着実に施行する。 < 平成22年6月措置 > |

2. ライフイノベーション分野

| 規制改革事項 | 保険外併用療養の範囲拡大 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな 仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、例えば、再 生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又 は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療と して認められている療法、或いは、他に代替治療の存在 しない重篤な患者に対する治験中又は臨床研究中の療法 の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関にお いて実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚 生労働省の外部の機関において行うこと等について検討 する。 < 平成 22 年度中に結論 > |

| 規制改革事項 | 再生医療の推進 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。 その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。< 平成 22 年度中に結論 > |

| 規制改革事項 | ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・治験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」(平成22年3月)が示されているが、開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、薬事法の適用範囲を明確にするQ&Aを作成し、周知する。<平成22年度中措置> ・ (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成22年4月27日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。<平成22年度中に結論> ・ 薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。<平成22年度中に結論> ・ 他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッショネートユース(人道的使用)の制度化について検討に着手する。<平成22年度検討開始> |
| | |

| 規制改革事項 | 未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供 の明確化 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の適正な在り方について検討し、結論を得る。 < 平成 22 年度中に結論 > |

| 規制改革事項 | レセプト等医療データの利活用促進(傷病名統一、診療年 月日記載など様式改善等) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。〈平成22年度中措置〉 ・次期診療報酬改定(平成24年4月)に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10 コード」の採用を含めてレセプト様式(DPCレセプト含む)の見直しを検討する。〈平成23年度中に結論〉 |

| 規制改革事項 | ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導) |
|--------|---|
| 対処方針 | ・遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。<遠隔医療が認められ得るべき要件については平成22年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方については平成23年度中に結論> ・診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。<診療報酬改定のタイミングで随時> ・特定健診に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。<平成23年度中に結論> |

| 規制改革事項 | 救急患者の搬送・受入実態の見える化 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。 < 平成 22 年度検討開始 > |

| 規制改革事項 | 「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件 等の緩和・外国人医師の国内診療等 - 医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交 流への取組等 - |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人の他に、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図る。 < 平成 22 年度中措置 > ・ 医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるための制度改正を行う。 < 平成 22 年度中検討、結論 > ・ 看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。 < 平成 22 年度中検討、結論 > |

| 規制改革事項 | E P A に基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等) |
|--------|---|
| 対処方針 | ・看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えても現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。 < 平成 22 年度中措置 > ・受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。 < 逐次検討 > ・ 既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。 < 平成 22 年度中措置 > |

| 規制改革事項 | ワクチン政策の見直し |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。 < 平成 22 年度検討開始 > |

| 規制改革事項 | 医行為の範囲の明確化(診療看護師資格の新設) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・「特定看護師(仮称)」制度化に向けたモデル事業を早急 に実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な 判断が可能な範囲等について並行して検討する。 < 平成 22 年度中検討開始、平成 24 年度中に結論 > |

| 規制改革事項 | 医行為の範囲の明確化(介護職による痰の吸引、胃ろう処 置の解禁等) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。 < 平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置 > ・ リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。 < 平成 22 年度中措置 > |

| 規制改革事項 | 特別養護老人ホームへの民間参入拡大(運営主体規制の見 直し) |
|--------|---|
| 対処方針 | ・特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。<平成22年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手> ・また、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。<平成22年度中検討開始> |

| 規制改革事項 | 介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24~ 26年度)から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可 能とする。<平成22年度中検討・結論、結論を得次第措 置> |

| 規制改革事項 | 訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和 (サービス提供責任者の配置基準) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 平成 21 年4月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、IT活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。 < 平成23 年度中検討・結論 > |

| 規制改革事項 | 高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、 また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の要否 について検討を開始する。 < 平成 22 年度検討開始 > |

3 . 農業分野

| 規制改革事項 | 農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。<平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論> |

| 規制改革事項 | 農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行 規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討> |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農 林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明す れば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その 結果に基づいて必要な措置を講ずる。 < 逐次実施 > |

| 規制改革事項 | 農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上) |
|--------|---|
| 対処方針 | ・優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。 < 平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論 > 当該見直しに当たっては、以下の点が考慮されるべきである。手続き:審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべきである。 構成委員:客観性・中立性が確保されるような委員要件として、例えば以下のようなものが考えられる。 ・非利害関係要件を設定・少人数かつ専任の委員・被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定・消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる・各種専門家及び行政機関の代表も参加させる |

| 規制改革事項 | 農地の賃借の許可の迅速化 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有 効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、 標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等 により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続 きが迅速に行われるよう指導を徹底する。< 平成 22 年度 中措置 > |

| 規制改革事項 | 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 独禁法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独禁法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、連合会や1県1農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。 < 平成 22 年度中検討・結論 > 現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不公正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。 <逐次実施 > |

| 規制改革事項 | 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施 |
|--------|--|
| 対処方針 ・ | 農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。 具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。<平成22年度中検討・結論> 併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。<平成22年度中措置> |

| 規制改革事項 | 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協 法の理念に違反している状況の解消 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 組合員資格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る。 < 1年に1回以上実施 > ・ 土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。 < 逐次実施 > |

| 規制改革事項 | 新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協 |
|--------|---|
| | 中央会協議」条項) |
| 対処方針 | ・ 農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設 立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。 < 平成 22 年度中検討・結論 > |

| 規制改革事項 | 農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会 議員等の就任禁止 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。< 平成 22 年度中措置 > |

| 規制改革事項 | 農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。〈戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論〉 |

| 規制改革事項 | 堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示の改 正) |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせる ため、牛ふん、豚ぷん、食品残渣を化成肥料の原料に加 える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を 得る。 < 平成 22 年度中目途に結論 > |

| 規制改革事項 | 市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発 審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発許可制度の運用について、農業振興及び市街化の抑制を両立させる観点から、必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。 < 平成 22 年度中着手 > |

| 規制改革事項 | 農地法の規制緩和について < 農業振興目的(体験型農業 施設駐車場等)での転用規制の緩和 > |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 農林水産省は、昨年 12 月に施行された改正農地法の施行 状況等を勘案し、農業振興及び農地の保全を両立させる 観点から、農業振興目的での農地転用について不適切な 事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に 着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <逐 次実施 > |

| 規制改革事項 | 畜産の新規事業実施についての問題点 < 地元の協力の要件の明確化 > |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 畜産(養豚所等)の新規事業を立ち上げる際の補助事業 (強い農業づくり交付金)について、強い農業づくり交付 金実施要領に事業採択を行う都道府県知事や市町村長な ど地域を所管する行政当局と事業の実施者が周辺住民と の調整を必要とする範囲等を相談し調整することに関す る規定を追加し手続きの明確化を図る。 < 平成 23 年度中 措置 > |

| 規制改革事項 | 食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導 入等) |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。 < 平成 22 年度検討開始 > |

| 規制改革事項 | 米の農産物検査法 (「年産」や「品種」の表示)のあり方について 〈一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に〉 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。 < 平成 22 年度検討開始・できる限り早期に結論 > ・ 登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。 < 平成 22 年度上期措置 > |

4.その他分野

(物流)

| 104111 | *A.U.>788. L.U. = /85V/#1 \ FER.L. = 71 |
|---|---|
| 規制改革事項 | 輸出通関における保税搬入原則の見直し |
| | |
| 1 L L L L L L L L L L L L L L L L L L L | |
| 対処方針 | ・ 貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に |
| | 貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正 |
| | 通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよ |
| | う検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑 |
| | 止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可 |
| | は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととす |
| | る。 |
| | 関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰 |
| | めし、輸出通関することについても可能となるよう検討 |
| | する。 |
| | 保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、一 |
| | 層の迅速通関につながるよう、効果的・効率的な審査・ |
| | 検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備 |
| | 等を併せて検討するものとする。 < 平成 22 年度検討・ |
| | 結論 > |
| | |
| | |

| 規制改革事項 | 内航海運暫定措置事業の廃止 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。 < 平成 22 年度開始 > ・ また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。 < 平成 22 年度検討・結論 > |

| 規制改革事項 | 外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国 の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況 等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、 公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。 < 平成 22 年度 検討 > |

(金融)

| 規制改革事項 | 特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範 囲の拡大 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ 特定融資枠契約(コミットメントライン)に関する借り 手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性(事業体・規模等)別に当該借り手側を代表する団体及び借り 手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施 するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施 し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。 < 平成 22 年度 調査・検討・結論 > |

| 規制改革事項 | 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化) |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化する ために以下の措置を行う。 |
| | いわゆるNPOバンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項)として行われる貸付けについては、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。 一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。<平成22年度措置> |

| 規制改革事項 | 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和) |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、 県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。 < 平成 22 年度措置 > |

| 規制改革事項 | 金融商品取引法による四半期報告の簡素化 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、 結論を得る。 < 平成 22 年度検討・結論 > |

(その他)

| 規制改革事項 | 石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査 の合理化 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 容量 1 万 kl 以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。 < 平成 22 年度中検討・結論 > ・ また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放周期の在り方について総合的に検討する。 < 平成 22 年度中検討開始 > |

| 規制改革事項 | PFIの拡大に向けた制度改善 |
|--------|--|
| 対処方針 | ・ PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分 に活用するため、PFI制度の中に、多段階選抜・競争 的対話を明確に位置付けることについて、PFI法の法 改正を含め検討し、結論を得る。 < 平成 22 年度検討・結 論 > |

| 規制改革事項 | 高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入 |
|--------|---|
| 対処方針 | ・ 第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている、現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。 < 平成22年度中検討・結論 > また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することなどにより要件を見直し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ検討し、結論を得る。 < 平成22年度検討開始・平成23年度中結論 > |

. 対処方針のフォローアップについて

本方針で定められた対処方針については、内閣府がその実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を行政刷新会議に報告する。